

日EU経済連携協定に関する共同研究の開始を求める

2007年6月12日
(社)日本経済団体連合会

1. 新たな日EU関係の構築とEPA

(1) 良好な関係が相互の無関心につながらないよう、新たな日欧経済関係の構築が必要

(2) 多国間EPAと二国間EPAを同時並行的かつ迅速に推進することが必要

⇒ ASEAN各国との二国間EPAが進展

⇒ 諸外国の動向を踏まえれば、引き続きEPAの締結を強力に推進することが必要。その際、東アジア諸国、資源・エネルギー・食料供給国に加え、次のような国・地域も優先的に交渉すべき相手先として勘案

- ① 貿易・投資の拡大・円滑化が期待できる国・地域（重要な輸出先・投資先、輸出・投資に対し高い障壁のある国・地域）
- ② わが国と競争関係にある産業分野を多く有する国が既にFTAを締結済みか、締結交渉中の国・地域
- ③ 政治・安全保障上の配慮から関係の維持・強化が求められる国・地域

(3) EU(世界最大の単一市場)とのEPAについて産学官の共同研究を早急に開始すべき

- ① EUは米国に次ぐ輸出先、直接投資先。他方、家電、乗用車等に対する高関税を維持
- ② 韓国がEUとのFTA交渉を開始
- ③ EUとは基本的な価値観を共有

2. EUとのEPAに期待される効果

他の模範となるような包括的で質の高いEPA、経済活動に関わるルール・制度の整備・改善・調和

(1) 関税の撤廃等

- ・乗用車(10%)、家電(最高14%)等の高関税
- ・ITA対象製品(複合機能プリンタ等)への関税賦課

(2) 投資・ビジネス環境の整備

- ・滞在労働許可手続きの改善、官民協議の枠組みの確立

(3) 知的財産権の保護

- ・模倣品・海賊版の取締り・罰則強化、第三国での協力等

(4) 電子商取引の推進

- ・デジタル・コンテンツへの関税不賦課等

(5) EU指令に関する紛争解決の仕組みの確立

3. EUとのEPAを推進する上で配慮すべき事項

(1) WTOを基軸とする多角的自由貿易体制の維持・強化

- ・DDAの年内妥結に向けたイニシアチブの発揮
- ・先進国同士に相応しい包括的で質の高いEPAの締結

(2) 健全な国内農業の確立と農産品の取扱い

- ・競争力を持った健全な国内農業の確立との両立
 - －農業構造改革の着実な推進と加速化
 - －農産品(特に食品加工品)の取扱いへの配慮
- ・国境措置の消費者負担コストやそれらを撤廃・削減した場合の産業調整コストの試算・明示